

魚津市自治基本条例の検証にかかる

報 告 書

令和 5 年 2 月

魚津市市民自治推進会議

目 次

I	はじめに	．．．	1
II	検証方法について	．．．	2
III	検証結果について		
	1 条文の検証について	．．．	3
	2 委員のその他意見について	．．．	5
IV	逐条解説書の改訂について		
	1 逐条解説書見直しの具体的な検証		
	(1) 第3条 定義	．．．	6
	(2) 第4条 自治の基本理念	．．．	8
	(3) 第5条 情報共有の原則	．．．	9
	(4) 第7条 協働の原則	．．．	9
	(5) 第8条 市民の権利及び責務	．．．	10
	(6) 第11条 開かれた議会	．．．	11
	(7) 第12条 議員の役割及び責務	．．．	11
	(8) 第18条 市民参画の推進	．．．	12
	(9) 第20条 協働の推進	．．．	13
	(10) 第25条 地域における市民自治の推進	．．．	14
	(11) 第26条 地域コミュニティの尊重及び支援	．．．	16
	(12) 第27条 危機管理	．．．	17
	(13) その他の項目	．．．	17
V	魚津市市民自治推進会議の開催状況	．．．	18

【参考資料】

1	市議会による検証について	．．．	19
2	魚津市市民自治推進会議設置要綱	．．．	21
3	魚津市市民自治推進会議委員名簿	．．．	23

I はじめに

平成23年9月21日に魚津市のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めた「魚津市自治基本条例」が施行されました。この条例は、長い年月をかけ、市民により議論・検討を重ね、作り上げられたもので、「市の自治の基本を定めた最高規範」として位置づけられています。

このことから、一定期間経過後もふさわしいものかどうかを検証し、形骸化を防ぐため、自治基本条例第29条において、「市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づいて改正等必要な措置を講ずるものとします。」とあります。

前回、平成29年度の条例の見直しにおいて、市内13地区に「地域振興会」が設立し、それぞれの地区において地域の特性を活かした活動を実施していることから第8章の地域コミュニティに「自治会」、「地域活動団体」及び「地域振興会」の定義を加えました。併せて、地域コミュニティの重要性を考慮し、その活動を促進するために、地域コミュニティの活動を支援する規定を追加しました。

令和4年度の条例の見直しにおいては、平成29年度に行った魚津市自治基本条例の見直しからこれまでの社会情勢や市が進めてきた公民館のコミュニティセンター化や地域振興会の活動などのまちづくりの動きを振り返り、魚津市市民自治推進会議では、本条例が社会情勢の変化等に適合しているか、有効性が保たれているか、条文ごとに検証を行ってきました。

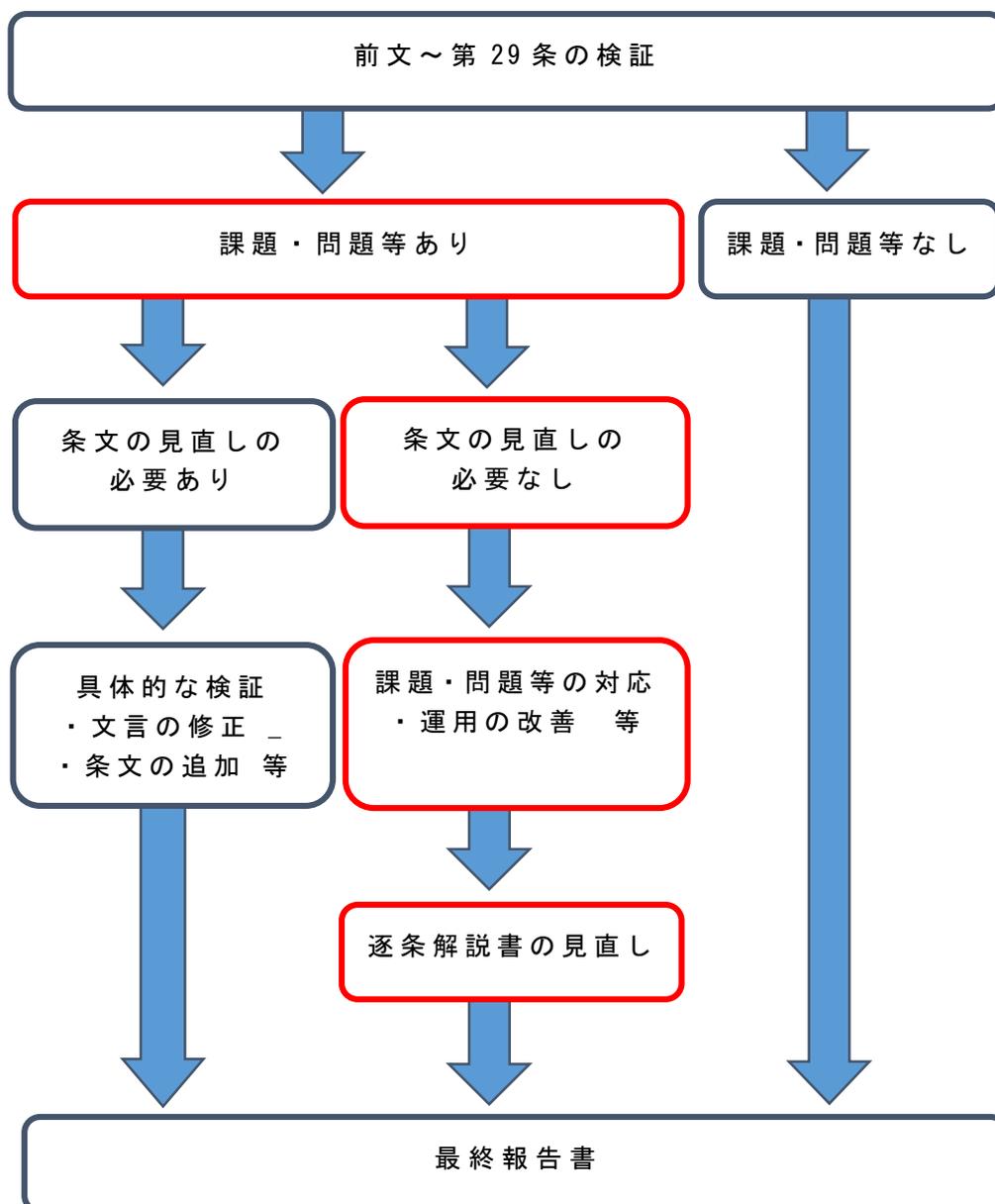
このたび、魚津市市民自治推進会議における委員の意見をまとめましたので報告書を提出します。

この報告書が魚津市における市民自治の推進に役立てられることを期待します。

Ⅱ 検証方法について

前回の魚津市自治基本条例の一部改正（平成29年12月21日施行）後、これまで条例の規定内容がどのように制度や施策に反映されたか、社会情勢に合致しているか、また、魚津市にとってふさわしいものであるかなどの視点に立ち、課題・問題点について検証を行いました。

【検証イメージ】



Ⅲ 検証結果について

1 条文の検証について

前述の検証方法に従い、第1条から第29条までの条文について検証を行い、これらについて見直しの必要性を検証しました。概要については次のとおりであり、検証の結果、条文についてはいずれも見直しを行わないこととしました。

(1) 定義（第3条）

委員の意見として、「市民」の定義について、「市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」としてありますが、この範囲を「市内に住所を有する人」に限定すべきではないかという意見がありました。地域の課題や社会的な課題解決のためには、市内に住所を有する「住民」のみならず、魚津市という地域社会における幅広い人々が協力していく必要があるため、修正しないこととしました。

(2) 議会の役割及び責務（第10条）～議員の役割及び責務（第12条）

委員の意見として、第14条第2項に職員に条例の遵守を求める記載がありますが、議員にはその記載がなく、条例の遵守を求められないのであれば、職員への条例遵守も求める必要がないように思われ、不整合であるとの意見がありました。議員については第12条第1項で「公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません」と規定されており、条例遵守の規定を改めて記載する必要はないと考え、修正しないこととしました。

また、議会において「第5章 議会及び議員」の規定の見直しの検証を行っていただいた結果、逐条解説書第11条第1項の一部修正を求めるとの報告を受けたことから、議会の検証結果を尊重することとしました。

(3) 市長等の役割及び責務（第13条）

委員の意見として、第14条第2項に職員に条例の遵守を求める記載がありますが、市長にはその記載がなく、条例の遵守を求められないのであれば、職員への条例遵守も求める必要がないように思われ、不整合であるとの意見がありました。市長については第13条第1項で「公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません」と規定されており、

条例遵守の規定を改めて記載する必要はないと考え、修正しないこととしました。

(4) 職員の責務（第14条）

委員の意見として、第14条第2項に職員に条例の遵守を求める記載がありますが、市長や議員にはその記載がなく、条例の遵守を求められないのであれば、職員への条例遵守も求める必要がないように思われるため、この不整合を解消するためにも、職員倫理規程や職員服務規程等があるのであれば、「規程を遵守する」としてはどうかとの意見がありました。職員の服務については、地方公務員法第32条で定められています。また、市長については条例第13条第1項で「公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。」、議員については条例第12条第1項に「公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。」と規定されており、整合性はとれているものと判断し、修正しないこととしました。

(5) 総合計画等（第15条）

委員の意見として、「総合的かつ計画的な市政運営を図る」とありますが、これは以前の地方自治法の規定であるため、「持続可能な都市をつくるために総合的な計画を作る」などとした方が良いとの意見がありました。総合的かつ計画的な市政運営を図ることには、「持続可能性を実現する」という概念を含むことから、修正しないこととしました。

(6) 地域における市民自治の推進（第25条）

委員の意見として、「自治会」「地域活動団体」「地域振興会」に分けて定義付けをしているが、いずれも「地域振興会」の構成団体にあたり、これらの分類は不要ではないかとの意見がありました。市内13の全ての地域において設立された「地域振興会」の取組に相応しい定義が必要であるとして、前回の見直しにおいて「自治会」「地域活動団体」とあわせて定義付けを行っています。現在もその内容に変更はなく、修正しないこととしました。

(7) 危機管理（第27条）

委員の意見として、「市は、災害その他の不測の事態から」とありますが、「自然災害や感染症の拡大等の不測の事態」などとしてはどうかとの意見がありました。災害には自然災害の他にも人為災害、特殊災

害があり、それらを広く表現するためにも「災害」としており、修正しないこととしました。

2 委員のその他意見について

(1) 定義（第3条）

条例本文にも、解説のわかりやすい文章を使えば良いのではないかと考えます。

(2) 自治の基本理念（第4条）

公民館をコミュニティセンターへ移行し、ハード面の機能を変えるだけでは持続可能な地域となるのは難しいと思われるため、地域での取組を役員のみで関わるのではなく、自分たちで考え行動していく風土をどのようにつくっていくのが課題であると思います。

(3) 行政評価（第17条）、住民投票（第19条）、行政手続（第22条）

条例の制定や制度に関する手続きなどについての早期の検討が必要であると思います。

(4) 条例の見直し（第29条）

自治基本条例の見直しについての検討委員会については審議会条例を設け、市長の諮問により審議を行い、答申をし、決定を行うことが必要であると思います。

(5) 条例の浸透について（その他項目）

平成23年9月に施行されて以来11年となりますが、条例の存在、その趣旨等が広く市民に周知されているとは言い難い状況にあります。自治体の主役は市民であるという前提を踏まえ、市民、議会、市長等が市民自治によるまちづくりを実現するために魚津市自治基本条例が制定されました。このことを再認識するためにも、定期的に地域において自治基本条例について考える機会を設けることが大切であると考えます。

IV 逐条解説書の改訂について

1 逐条解説書見直しの具体的な検証

(1) 定義(第3条)

「魚津市子どもの権利条例」前文に「子どもは、その権利が尊重される中で、魚津市を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加することができます」とあるため、自治基本条例においても、子どもの位置付けについて明記されるよう解説文の修正を提言します。また、市民との協働に加えて、事業者との「協働」により、暮らしやすい地域社会の実現を目指していることから、今後増えつつある協働の場面を見据えて、「共同」及び「協同」の言葉の意味の整理をあわせて提言します。

(現行)

第3条【解説 第1号】

「市民」とは、地方自治法に定める市内に住所を有する「住民^{*1}」のほか、市内の事業所等に勤務している人や市内の学校等に通学している人、市内で事業活動や市民活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。

このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化や政策課題の広域化などの状況の中で、地域の課題や社会的な課題の解決のためには、「住民」のみならず、魚津市という地域社会における幅広い人々が協力していく必要性があるからです。

しかし、他の条例等において、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合においては、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるなどにより、明確化を図ることが必要です。

【第2号】－【第4号】 (略)

§ 参考 §

『住民』：市町村の区域内に住所を有する者はすべて住民であり、自然人であるか法人であるかを問いません。また、人種、国籍、性別、年齢、行為能力等は、住民たるべき要素とはされていないと解されています。

^{*1} 地方自治法 第10条 (住民の意義及び権利義務)

「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」



(改正案)

第3条【解説 第1号】

「市民」とは、地方自治法に定める市内に住所を有する「住民^{※1}」のほか、市内の事業所等に勤務している人や市内の学校等に通学している人、市内で事業活動や市民活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。

このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化や政策課題の広域化などの状況の中で、地域の課題や社会的な課題の解決のためには、「住民」のみならず、魚津市という地域社会における幅広い人々が協力していく必要があるからです。

しかし、魚津市子どもの権利条例やその他の条例等において、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合においては、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるなどにより、明確化を図ることが必要です。

【第2号】－【第4号】 (略)

§ 参考 §

『住民』：市町村の区域内に住所を有する者はすべて住民であり、自然人であるか法人であるかを問いません。また、人種、国籍、性別、年齢、行為能力等は、住民たるべき要素とはされていないと解されています。

^{※1} 地方自治法 第10条 (住民の意義及び権利義務)

「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」

☆ 『共同』、『協同』とは☆

『共同^{※2}』：「二人以上の人や団体が一緒に物事を行うこと」をいいます。

『協同^{※2}』：「二人以上の人々が力を合わせて仕事をする事」をいいます。

^{※2} “ 広辞苑無料検索 ” . <https://sakura-paris.org/dict/> (参照 2022-08-22)

(2) 自治の基本理念 (第4条)

現在、魚津市では市内13地区の公民館についてコミュニティセンターへ移行するよう進めているところですが、このことについて、なぜコミュニティセンターとするのか、解説文の修正や、公民館とコミュニティセンターの違いについて追記を提言します。

(現行)

第4条【解説 第2号】

地域においては、教育、子育て、福祉、防災、防犯など様々な課題に応じての取組が想定されます。自分たちのことは、自分たちで考え決めていくのが自治の基本であり、身近な地域の課題に対しては、それぞれの地域の特性や独自性を尊重した取組が必要だと考えています。そして、個々の市民や地域だけでは解決が難しい公共的課題については、市が補完し、市民とともに解決していくことが必要です。

(改正案)

第4条【解説 第2号】

地域においては、教育、子育て、福祉、防災、防犯など様々な課題に応じた取組が想定されます。自分たちのことは、自分たちで考え決めていくことが自治の基本であり、身近な地域の課題に対しては、それぞれの地域の特性や独自性を尊重した自由度の高い地域活動が求められています。市では、持続可能な地域とするため、市内13地区にある公民館のコミュニティセンターへの移行を進めています。また、個々の市民や地域だけでは解決が難しい課題については、市が補完し、市民とともに解決していくことが必要です。

§用語の解説§

『公民館』：社会教育法の規定に基づき、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するために設置する施設をいいます。

『コミュニティセンター』：地域のコミュニティ活動を通して、豊かで住みよい地域づくりを推進するために設置する施設をいいます。

(3) 情報共有の原則（第5条）

解説について、文言の修正を提言します。

（現行）

第5条【解説】

市が保有する情報を市民に公開したり、提供することで市民と情報を共有することができます。情報の共有は、市民が市政に参画したり、市と協働するための前提となるものです。

また、市民が保有する情報の中にも市政に関する情報となり得るものも含まれているはずです。市民も市政に関する情報があれば、積極的に発信することが必要です。

（改正案）

第5条【解説】

市が保有する情報を市民に公開したり、提供することで市民と情報を共有することができます。情報の共有は、市民が市政に参画したり、市と協働するための前提となるものです。

また、市民が保有する情報の中にも市政に関する情報となり得るものも含まれています。市民も市政に関する情報があれば、積極的に発信することが必要です。

(4) 協働の原則（第7条）

趣旨について、文言の修正を提言します。

（現行）

第7条【趣旨】

第7条は、自治の基本原則である協働について定めています。

市民と市がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら主体性をもって、地域の課題や社会的な課題の解決に当たることを基本原則とすることを明らかにするために本条を設けています。

(改正案)

第7条【趣旨】

第7条は、自治の基本原則である協働について定めています。

市民と市がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら主体的に、地域の課題や社会的な課題の解決に当たることが基本原則であることを明らかにするために本条を設けています。

(5) 市民の権利及び責務(第8条)

「魚津市子どもの権利条例」前文に「子どもは、その権利が尊重される中で、魚津市を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加することができます」とあるため、自治基本条例においても、子どもの位置付けについて明記されるよう解説文の修正を提言します。

(現行)

第8条【解説 第1項】

市民自治の担い手である市民の権利として、市政に関する情報を知ること、市政に参画することを定めています。「情報公開条例」により保障されている情報を知る権利と、法律に基づき選挙権等を通じて意思決定する権利やパブリックコメント等を通じた市民の市政へ参画する権利を包括的に定めています。



(改正案)

第8条【解説 第1項】

市民自治の担い手である市民の権利として、市政に関する情報を知ること、市政に参画することを定めています。「情報公開条例」により保障されている情報を知る権利と、法律に基づき選挙権等を通じて意思決定する権利やパブリックコメント等を通じた市民の市政へ参画する権利を包括的に定めています。

また、「魚津市子どもの権利条例」第11条においては、子どもが社会へ参加する権利が保障されています。

(6) 開かれた議会 (第11条)

会議の公開については、これまでの方法に加え、現在は議会中継をインターネット録画配信とすることにより、市民が容易に視聴できるようになっているため、このことについての追記を提言します。

(現行)

第11条【解説 第1項】

議会に対する市民の関心や理解を高めるためには開かれた議会運営が必要です。そのために、原則として会議を公開します。また、議員がどのような意見を持ち、審議を行っているか、特に争点となっている市政課題に対しての賛否双方の意見や理由、根拠などを明確に示していくことなどにより、開かれた議会運営に努めることについて定めています。

現在は、市議会だよりの発行やケーブルテレビ、インターネットによる議会中継 を 行っています。

(改正案)

第11条【解説 第1項】

議会に対する市民の関心や理解を高めるためには開かれた議会運営が必要です。そのために、原則として会議を公開します。また、議員がどのような意見を持ち、審議を行っているか、特に争点となっている市政課題に対しての賛否双方の意見や理由、根拠などを明確に示していくことなどにより、開かれた議会運営に努めることについて定めています。

現在は、市議会だよりの発行や、ケーブルテレビ、インターネットによる議会中継 に加え、本会議及び常任委員会のインターネット録画配信も 行っています。

(7) 議員の役割及び責務 (第12条)

議員の役割及び責務を果たせるよう、一人ひとりの資質向上のため、引き続き取り組んでいく必要があるため、文言の修正を提言します

(現行)

第12条【解説 第1項】

議員一人ひとりは選挙によって選ばれた住民の代表であり、政治倫理の確立に努めるとともに、公正・誠実に職務を遂行することが必要です。また、議会の場においては、市民の信託に応えるため総合的な視点にた

って、市の意思決定を行うことが必要と考えます。



(改正案)

第12条【解説 第1項】

議員一人ひとりには選挙によって選ばれた住民の代表であり、政治倫理の確立に努めるとともに、公正・誠実に職務を遂行することが必要です。また、議会の場においては、市民の信託に応えるため総合的な視点にたつて、市の意思決定を行うことが必要です。

(8) 市民参画の推進(第18条)

解説について、文言の修正を提言します。

(現行)

第18条【解説 第3項】

重要な政策の意思決定過程で、市が、広く市民の意見を聴くことについて定めています。

幅広く市民の意見を聴くために、魚津市では、現在「パブリックコメント手続要綱」に基づき制度を運用しています。この制度は、市民の誰もが平等に意見を提出でき、幅広い市民の参画が期待できます。さらに政策等に関連する資料をあわせて公表することにより、市政情報の共有化を図ることにもつながります。



(改正案)

第18条【解説 第3項】

重要な政策の意思決定過程で、市が、広く市民の意見を聴くことについて定めています。

幅広く市民の意見を聴くために、魚津市では、現在「魚津市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき制度を運用しています。この制度は、市民の誰もが平等に意見を提出でき、幅広い市民の参画が期待できます。さらに政策等に関連する資料をあわせて公表することにより、市政情報の共有化を図ることができます。

(9) 協働の推進 (第20条)

人口減少と少子高齢化が進む中でも誰もが安心して住みやすく、持続可能なまちづくりを進めていくために、地域社会にかかわる多様な主体が協働し、社会情勢の変化に対応した地域社会を構築していくことが求められており、趣旨及び解説の修正を提言します。

(現行)

第20条【趣旨】

第20条は、協働の推進について定めています。

少子高齢化社会の到来や経済成長の鈍化など行政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくためには、地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働し、地域の課題や社会的な課題を解決していく仕組みの構築が求められています。市が、そのために必要な支援や総合的な施策を整備していくことを明らかにするために本条を設けています。

【解説 第1項】

市が、市民と協働してまちづくりを進めていくための仕組みを整備することを総括的に定めています。今後、協働指針等を策定していく必要があります。

(改正案)



第20条【趣旨】

第20条は、協働の推進について定めています。

喫緊の課題である人口減少の克服と、新しい生活様式への転換やデジタル化の進展等、刻々と変化する社会情勢に対応しながら将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくためには、地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働し、地域の課題や社会的な課題を解決していく仕組みの構築が求められています。市が、そのために必要な支援や総合的な施策を整備していくことを明らかにするために本条を設けています。

【解説 第1項】

市が、市民と協働してまちづくりを進めていくための仕組みを整備することを総括的に定めています。市では、「魚津市市民参画・協働指針」を策定し、参画と協働による取組を推進するための基本的な考え方を示しています。

(10) 地域における市民自治の推進（第25条）

地域コミュニティである「自治会」「地域活動団体」「地域振興会」それぞれについての説明をわかりやすく追加し、地域コミュニティの定義について趣旨及び解説の修正を提言します。

（現行）

第25条【趣旨】

第25条は、地域コミュニティ（自治会、地域活動団体、地域振興会）について定めています。

地域のまちづくりにおいて重要な役割を果たす様々な立場の団体が幅広くまちづくりに参加し、まちづくりの活動のすそ野を広げていくことが市民自治を確立していく上で重要であると考え、市民の地域コミュニティへのかかわりや、地域コミュニティの活動のあり方について明らかにするために本条を設けています。

第25条【解説 第1項】

今までは、町内会、自治会や各種団体がそれぞれの分野、目的に応じて、地域の問題や課題に取り組んできました。また、複数の団体が協力して活動、事業を実施することもありました。近年、個々の団体だけでは解決できないさまざまな問題の解決や地域振興・地域活性化を実施するために、各地域の実情に応じた取組を行っています。

市民は、地域コミュニティが地域の課題解決や相互に連携して地域の課題に取り組む場合には、その活動に参加し、協力するように努めることを定めています。

【第1号～第3号】

地縁により設立されている「自治会」及び設立目的に沿って設立され、地域のために自主的に活動する「地域活動団体」、また、地域で活動する自治会や各種団体等が一体となってまちづくりに取り組む「地域振興会」が市内13のすべての地域において設立され、各々活動が進む中、その取組に応じた定義付けをしています。

【第2項】

地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主・自立の精神で、市民自治の推進のための活動を行うことについて定めています。

（改正案）



第25条【趣旨】

第25条は、地域コミュニティ（自治会、地域活動団体、地域振興会）について定めています。

地域のまちづくりにおいて重要な役割を果たす組織が幅広くまちづくりに参加し、まちづくり活動のすそ野を広げていくことが市民自治の確立に向けて重要であり、市民の地域コミュニティへのかかわりや、地域コミュニティの活動のあり方を明らかにするために本条を設けています。

さらには、地域内での連携はもとより、他地域との連携及び地域に関連する団体との連携が地域コミュニティの活動を進めていく上で必要となっています。

第25条【解説 第1項】

今までは、自治会や各種団体がそれぞれの分野、目的に応じて、地域の問題や課題に取り組んできました。また、複数の団体が協力して活動、事業を実施することもありました。近年、個々の団体だけでは解決できないさまざまな問題の解決や地域振興・地域活性化を図るために、各地域の実情に応じた取組を行っています。

市民は、地域コミュニティが地域の課題解決や相互に連携して地域の課題に取り組む場合には、その活動に参加し、協力するように努めることを定めています。

【第1号】

自治会は市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、町内会等もこれに含まれ、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な協働活動を行います。

【第2号】

地域活動団体は地域のための活動を行うことを目的に自主的に形成された市民団体等をいいます。他の地域コミュニティとの連携・協力により、その活動内容や機能を高め、社会貢献活動を担い、市民の自己実現や社会参加のきっかけを提供する役割が期待されています。

【第3号】

地域振興会は、自治会及び地域活動団体の連携・協力により設立された、より大きい単位の地域コミュニティです。複数の地域コミュニティが連携・協力して、個々の団体では解決できない地域課題の解決や地域活性化のための取組を行います。

【第2項】

地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて、市民自治の推進のために活動することについて定めています。市では、市内13地区の公民館のコミュニティセンターへの移行を進めています。地域コミュニティの活動拠点をコミュニティセンターとすることで、地域の資源を生かしたコミュニティビジネスもできるよう

になります。地域に収益がもたらされることで、その後の活動の幅を更に広げることが可能となり、自由度の高い地域コミュニティの活動が期待されます。

§用語の解説§

『コミュニティビジネス』：地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて地域の課題を解決する取組のことをいいます。

(11) **地域コミュニティの尊重及び支援（第26条）**

今後、地域組織の高齢化や後継者の不足により、地域コミュニティの活動の支えとなる人の確保が難しくなることが考えられます。

（現行）

第26条【解説 第1項】

市が、地域コミュニティの役割や活動の自主性及び自立性を尊重しながら、新たな公共サービスを担う地域コミュニティの活動を支援する旨を定めています。

（改正案）



第26条【解説 第1項】

市が、地域コミュニティの役割や活動の自主性及び自立性を尊重しながら、新たな公共サービスを担う地域コミュニティの活動を支援する旨を定めています。市では、市民自治及び市民と行政の協働によるまちづくりを推進しており、地域振興会が主体的に行う地域コミュニティ活動を支援するために交付金の制度を設けています。また、地域活動を推進するために事務員を配置し、活動の支援を行っています。

13地区の地域振興会長で構成する魚津市自治振興会連合会では、それぞれの地域の活動の情報交換や地域づくりの先進地の事例紹介や先進地視察を行っています。

(12) 危機管理（第27条）

災害には、自然災害のほかにも人為災害、特殊災害がありますが、これら多様な災害により発生しうる感染症による影響についても災害と捉え、追記することとし、また、令和元年度から作成を進めている個別避難計画についても追記を提言します。

（現行）

第27条【解説 第2項】

市長等は、災害等の不測の事態に備えて、防災関係機関と連携を図り地域防災計画や国民保護計画等の策定を行い、必要な体制を整備しなければならないことを定めています。

（改正案）



第27条【解説 第2項】

市長等は、災害や感染症の拡大等の不測の事態に備えて、防災関係機関と連携を図り地域防災計画や国民保護計画、個別避難計画等の策定を行い、必要な体制を整備しなければならないことを定めています。

(13) その他の項目

逐条解説書の内容について、文章や図での説明だけでなく、容易に調べられるような工夫を取り入れることで、より分かりやすい内容とすることが期待できるため、適宜、関連するサイトへ接続できる二次元コードの追加を提言します。

V 魚津市市民自治推進会議の開催状況

日 時	回 数	内 容 等
令和4年3月28日（月）	第1回	委嘱状交付 座長、副座長の選出 自治基本条例見直しについて
令和4年7月27日（水）	第2回	自治基本条例見直し検証作業
令和4年8月26日（金）	第3回	自治基本条例見直し検証作業
令和4年9月5日（月）	第4回	自治基本条例見直し検証作業
令和5年2月2日（木）	第5回	検証にかかる報告書（案）作成作業 最終報告書の提出

【参考資料】

1 市議会による検証について

地 第137号
令和4年7月12日

魚津市議会議長 中瀬 淑美 様

魚津市長 村椿 晃

魚津市自治基本条例の検証について(依頼)

魚津市自治基本条例は、平成23年9月に自治の基本理念や基本原則を示し、市民の権利と責務、議会や市長等の役割と責務並びに市政運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的に制定されました。

条例は、5年ごとに市民の意見を聴いたうえで見直しを行い、必要があれば改正等を行うこととしており、平成29年度において、一部改正を行いました。

令和4年度は、魚津市自治基本条例第29条の規定に基づく同条例の見直しを行うこととしており、魚津市市民自治推進会議(座長 山根拓富山大学教授ほか委員12名)を設置し、検証作業を行っています。

この条例は、市民、市議会及び市長等の役割と責務を定めているため、市議会の立場からも検証していただき、9月末日までにご意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

なお、いただいたご意見や市による検証結果及び市民の検証結果を踏まえ、最終的な検証結果を取りまとめ、12月末頃に公表する予定です。

また、検証結果により条文の見直しが必要となった場合、改正案についてパブリックコメントを実施したうえで、令和5年3月議会にて議案を提出する予定としています。

令和4年9月20日

魚津市長 村椿 晃 様

魚津市議会議長 中瀬 淑美



魚津市自治基本条例の検証結果について

別紙のとおり、検証結果を報告します。

記

- 1 逐条解説の修正を求める箇所
第5章 議会及び議員 第11条、第12条
第8章 地域コミュニティ 第25条

○修正内容及び意見

(1) 第5章 議会及び議員 第11条、第12条

① 第11条 現在は、市議会だよりの発行やケーブルテレビ、インターネットによる議会中継に加え、YouTubeによる本会議及び常任委員会のインターネット録画配信も行っています。

② 第12条 また、議会の場においては、市民の信託に応えるため総合的な視点にたつて、市の意思決定を行うことが必要です。

(2) 第8章 地域コミュニティ 第25条

地域内での様々な団体の連携はもとより、他地域との横連携及び地域に関連する団体との連携が大変重要であることから、その必要性についても逐条解説に記載する。

○経過

年 月 日	内 容 等
令和4年7月11日(月)	○市議会地域振興とまちづくり特別委員会 魚津市自治基本条例の検証について説明
令和4年7月12日(火)	○市議会議長に自治基本条例の検証依頼
令和4年9月20日(火)	○市議会から検証結果の報告

○参考

年 月 日	内 容 等
令和4年12月20日(火)	○市議会地域振興とまちづくり特別委員会 コミュニティセンター化に関する申し入れ
令和5年1月19日(木)	○市議会地域振興とまちづくり特別委員会 コミュニティセンター化に関する申し入れ に対する回答

2 魚津市市民自治推進会議設置要綱

(市民会議の設置)

第1条 魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき条例の規定の見直しを行うため、魚津市市民自治推進会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(市民会議の所掌事務)

第2条 市民会議は、条例の規定の見直しに関し必要な事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(市民会議の組織)

第3条 市民会議は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 地域の代表者

(3) 公募による市民

(市民会議の委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市民会議の座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長及び副座長を置き、委員のうちから互選する。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(市民会議の会議)

第6条 市民会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、市民会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員会の設置)

第7条 市民会議の所掌事務を補佐するため、魚津市市民自治推進会議庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第8条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例の改正に係る庁内調整に関すること。
- (2) 条例の検証及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例に関することであって、市長が必要と認めるもの

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び検討委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、企画部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会の検討委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

各部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、各次長、企画政策課長、情報広報課長、総務課長、財政課長、社会福祉課長、生活環境課長、商工観光課長及び都市計画課長

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 市民会議及び委員会の庶務は、総務部地域協働課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は市民会議の座長が会議に諮って定め、委員会の運営に必要な事項は委員会の委員長が会議に諮って定める。

附 則 (令和3年11月30日魚津市告示第219号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月31日魚津市告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

3 魚津市市民自治推進会議委員名簿

敬称略、五十音順

氏名	団体名	備考
潮 由加子	西布施地域振興会	地域振興会推薦
○浦田 孝子	うおづ女性の会連絡会	女性代表
大崎 章博	公募委員	
木下 理佳	松倉自治振興会	地域振興会推薦
高縁 周明	魚津商工会議所	事業所代表
鴻戯 豊	社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会	福祉関係代表
澤泉 弘	村木地域振興会	地域振興会推薦
高瀬 康太	経田地区振興協議会	地域振興会推薦
武隈 大和	新川青年会議所	若者代表
田中 光幸	公募委員	
野島 裕子	大町コミュニティセンター	地域振興会推薦
水口 富代明	魚津市自治振興会連合会	連合会推薦
◎山根 拓	国立大学法人 富山大学 学術研究部教育学系	有識者

◎座長 ○副座長